

木造家屋等低層

住宅建築工事



平成8年11月11日付け基発第660号の2
「木造家屋等低層住宅建築工事における労働災害
防止対策の推進について」に基づく措置
「足場先行工法に関するガイドライン」

- ◇墜落による災害防止(安全な作業床の確保)
- ◇高所作業車の転倒防止
- ◇絶縁用保護具の着用

電気・通信工事



機械器具設置工事



- ◇墜落による災害防止(安全な作業床の確保)
- ◇作業工程の調整(上層部と下層部との連絡調整)

労働衛生対策

- ◇通風不十分な屋内作業場でのアーク溶接時には、
一酸化炭素濃度を50ppm以下
(日本産業衛生学会が示す許容濃度)

解体工事

- ◇事前調査の実施及び作業計画の策定
- ◇想定されない事態における適切な作業中断



解体工事及び

改修工事

改修工事

- ◇墜落、爆発災害の防止のため、適切な作業計画の策定

労働衛生対策(アスベストばく露防止対策等)

- ◇計画届又は作業届の適正な届出
- ◇石綿障害予防規則に基づき、事前調査、作業計画の
作成とその遵守、除去時における立入禁止措置等の徹底
- ◇粉じん障害防止規則に関する粉じん作業に該当する
作業の場合は、呼吸用保護具の着用等の徹底



(参考資料)

建設業における総合的労働災害防止対策

1 基本的考え方

建設業は、重層下請構造の下、所属の異なる労働者が同一場所で作業するという作業形態であり、短期間に作業内容が変化するという事業の性質から、建設業における労働災害防止対策においては、工事現場における元方事業者による統括管理の実施、関係請負人を含めた自主的な安全衛生活動の推進を基本に、当該現場を管理する本店、支店、営業所等がそれぞれ工事現場への安全衛生指導・援助を的確に行うことが重要である。

また、労働災害を防止する責務が事業者に課せられていることを経営トップ自らが厳しく認識し、率先垂範して、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、自主的な安全衛生活動の活性化を図る必要がある。

さらに、国土交通省から各地方整備局等に対して毎年通知される「建設工事事務事故防止のための重点対策の実施について」において、直轄土木工事における発注者としての実施事項等が示される等、発注者自らの取組も進められているところであり、発注者と労働基準行政との連携も重要になってきている。

このような状況の中で、建設業における労働災害防止対策の推進に当たっては、工事現場における統括管理を基本とし、工事現場における安全衛生管理に対して、当該現場を管理する本店、支店、営業所等が指導・援助を的確に行うとともに、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者及び労働基準行政が一体となって、総合的に推進していくこととする。また、この対策の推進に当たっては、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置(以下「危険性又は有害性等の調査等」という。)の実施及び事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進させることにより、自主的な安全衛生活動を活性化し、もって、工事現場における安全衛生水準のさらなる向上を図ることとする。

2 安全衛生管理の実施主体別実施事項

事業者、建設業労働災害防止協会、総合工事業者等の団体及び発注者においては、次の実施事項についての的確に実施すること。

なお、別添 1「建設業における安全衛生管理の実施主体別実施事項」を示すので、この実施事項について、その的確な実施に格段の努力を傾けること。

- (1) 事業者においては、別添 2「建設業における労働災害を防止するため事業者が講ずべき措置」を徹底すること。当該措置の確実な実施及び自主的な安全衛生活動の推進のため、平成 18 年厚生労働省公示第 1 号「危険性又は有害性等の調査等に関する指針」に基づく危険性又は有害性等の調査等を実施するように努めるとともに、平成 11 年労働省告示第 53 号「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針(以下「マネジメント指針」という。)」に基づき、事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を促進し、組織的かつ体系的に安全衛生水準の向上を図ることに配慮すること。
- (2) 建設業労働災害防止協会においては、労働災害防止に関する長期的な事業計画の策定、各種情報の分析・提供、調査研究活動の推進、安全衛生教育の充実、広報活動の推進、安全衛生診断、安全衛生相談等事業者に対する支援事業の実施等、事業者の労働災害防止対策の推進に対する必要な指導・援助を主体的に行うこと。また、危険性又は有害性等の調査等の実施、労働安全衛生マネジメントシステムの導入について、その促進を図ること。
- (3) 総合工事業者の団体においては、建設業労働災害防止協会との連携の下、各種工法、工事用機械設備等についての安全性の確保に関する自主的基準の設定及び周知並びに安全衛生意識の高揚のための諸活動を企画・実施すること。

また、工事を直接施工する専門工事業者の団体においては、建設業労働災害防止協会と